

平成 25 年度 第 1 回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 平成 26 年 3 月 11 日(火) 10:00～

2 場所 県庁 8 階 8-L 会議室

3 出席者

(1) 審査会側

渡辺敏男 委員 中村良則 委員 佐々木久夫 委員 石堂 淳 委員

(2) 事務局(県)側

澤村建築住宅課総括課長 古舘建築住宅課建築指導担当課長 福地主任
天沼主任 阿部技師

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0 名

(2) 傍聴者 0 名

5 議事等

(1) 開会

1 開会

(建築指導担当課長)

ただいまより、平成 25 年度第 1 回岩手県建築審査会を開催いたします。私は本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導担当課長の古舘と申します。昨年度より事務局に異動がありましたので報告します。阿部技師です。

それでは、審査会の開催にあたりまして、澤村建築住宅課総括課長からご挨拶申し上げます。

2 挨拶

(建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導担当課長)

それでは、本日配布している資料のご確認をお願いします。

まず、「次第」と「委員・事務局名簿」を印刷したものが 1 枚、「建築基準法(抜粋)」、「岩手県建築審査会条例」、「岩手県建築審査会運営要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について(内規)」を 1 冊に綴じたものが 1 部、「諮問事項①」1 部、「諮問事項②」1 部、「報告事項①」1 部、「報告事項②」1 部を委員の皆様に配布してございます。

本日、お配りした資料に不足等ございましたら、事務局に申し出願います。

3 議事

(建築指導担当課長)

それでは、本日の会議の成立についてですが、千葉委員が出席から欠席の連絡がございまして、5 名から 4 名の出席となっております。審査会条例第 4 条の規定により、過半の委員の出席が必

要となっておりますが、5名中4名の出席で審査会は成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、次第3の議事に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第3条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは渡辺会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

【挨拶省略】

(会長)

始めに議事録署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は石堂委員と中村委員にお願いします。

次に、本日議事の審査会の公開・非公開について、事務局から説明願います。

(福地主任)

本日は、諮問事項2件、報告事項2件について議事を行ないます。

諮問事項①、②の「建築基準法第44条第1項第2号の規定に係る案件」につきましては、法人の案件です。また、報告事項①の「建築基準法第56条の2第1項ただし書による建築物の許可について岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件」につきましては、地方公共団体の案件であることから諮問事項①、②と報告事項①は「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(2)、(3)に該当するため公開案件となります。報告事項②の「建築基準法第43条ただし書に係る一括同意基準により許可をした案件」につきましては、個人情報が含まれていることから「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(1)に該当するため非公開となります。

(会長)

事務局の説明のとおり、諮問事項①、②及び報告事項①は公開、報告事項②は非公開とすることにご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

ご異議がないようですので、諮問事項は公開、報告事項は非公開と致します。

○ 審議事項

(会長)

それでは、議案の審議に入りますが、議事の進行に関しまして、事務局から意見があるようですので提案願います。

(建築指導担当課長)

今回の議案は、諮問事項①、②ともに、申請者が東日本旅客鉄道株式会社となっております。

本計画は大船渡線のバス高速輸送システムとして一般道利用する長部駅の上下線の2箇所バス停留所の上屋を設置するものでございますが、建設する敷地が別であることから、許可申請上、

別申請となるため、諮問事項も2件とさせていただきます。

つきましては、説明内容の一部重複する部分がございますので、まず事務局から諮問事項①と②を通してご説明させていただき、その後、ご審議賜りたいことについてお諮りいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの提案に対して、ご質問・ご意見はございませんか。

[各委員異議なし]

(会長)

異議がないようですので、提案の通りとすることを認めます。

それでは、議案の審議に入ります。諮問事項①、②について、事務局から議案の説明をお願いします。

(建築指導担当課長)

それでは、諮問事項①「建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について」ご説明いたします。平成26年3月6日付け建字第1092号で達増岩手県知事から岩手県建築審査会長へ建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について同意を求められており、主な概要については、

- 1 敷地の位置 陸前高田市気仙町字水上 国道45号線道路敷地内
- 2 敷地の面積 110.46 m²、
- 3 主要な用途 路線バス停留所の上屋、
- 4 建物の概要

計画建築物

名称

構造

規模

(1) 路線バス停留所の上屋	アルミニウム合金平屋建て	延べ面積 7.97 m ²
(2) 待合所	アルミニウム合金平屋建て	延べ面積 11.50 m ²
		合計 19.47 m ²

5 理由

今回の建築部分については、車道及び歩道が整備された国道の歩道及び道路敷き部分(歩道幅員2m以上)であることから、車両や歩行者の通行上支障がないと認められる。

具体の申請内容及び提案理由につきましては、福地主任からご説明いたします。

(福地主任)

それでは、諮問事項①の申請内容につきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

はじめに許可手続きは、平成26年2月6日に東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社長から、特定行政庁の岩手県に対し許可申請書の提出があったものであり、本日の建築審査会の結果を受けてまして許可又は不許可の手続きを行います。

建築基準法第44条の道路内の建築制限は、原則として道路内に建築してはならないとされていますが、同条第1項第二号により、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものは、建築

できるとされています。また、バス停留所は、平成 19 年 6 月 20 日付け技術的助言により、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物に該当する。」とされており。

申請内容については、雨天時でも安全・快適にバス停留所を利用することができるようバス停留所の上家などを整備するものです。

2 ページをご覧ください。先に BRT について説明します。

BRT バスは、バス高速輸送システムと呼ばれており、^{さかり}盛から宮城県気仙沼までの区間の運行しており、運行業務は、岩手県交通株式会社と株式会社ミヤコーバスが東日本旅客鉄道からそれぞれ委託を受けて運行しているものです。BRT となった経緯は、平成 23 年 3 月の東日本大震災津波により JR 大船渡線が不通となり、バスによる振替運行を行っていましたが JR 大船渡線の復旧に替えて BRT バスに切り替えることとし、平成 24 年 3 月 2 日から赤の実線部分の盛(さかり)から大船渡間の BRT バス専用道路の供用を開始、その後、平成 24 年 9 月 28 日より緑の実線部分の大船渡から^{おとも}小友間及び^{たけこま}竹駒から^{やほぎ}陸前矢作の一部を BRT バス専用道路を供用開始し、青の実線部分は一般道路の通行しているものです。運行系統については、2 ページ上に記載のとおりです。

今回申請のあった場所については、気仙沼市から陸前高田市間の^{おさべ}長部の場所となります。

3 ページをご覧ください。

こちらは、BRT バス停留所及び待合所の完成イメージになります。手前がバス停留所の上家奥がバス待合所で、色は、こげ茶色となっています。

4 ページをご覧ください。こちらが計画概要となっています。(諮問事項の概要を説明)

5 ページをご覧ください。計画内容について説明します。

右上の図をご覧ください。申請場所については、陸前高田市役所から 6.1km ほど南に位置し、国道 45 号線道路区間内にあります。

6 ページをご覧ください。

こちらは、配置図です。右側が気仙沼方面、左側が陸前高田方面となっています。前面道路の国道 45 号線は車道が 10m、申請建物側に幅員 2.3m の歩道があります。敷地については、歩道及び道路敷きを道路管理者の国土交通省三陸国道事務所大船渡出張所が管理している道路区域です。また、既存路線バスのバス停でもある位置です。

7 ページをご覧ください。

左上が平面図となっており、バス停留所上家については、幅 3.988m、奥行き 2.0m でアルミニウム合金製の柱 4 本で支持する構造となっています。

待合所については、幅 4.603m 奥行き 2.5m のアルミニウム合金製の柱・梁で屋根及び壁の材料は、バス停留所上家と同じポリカーボネート板を使用しています。次に左中段及び右中段が断面図です。待合所のある道路敷き及び歩道の高さについては、同じ高さとなっており段差がなく、有効高さについては、歩道から 2.65m、歩道の有効幅員は、2.3m となっています。

なお、待合所の出入り口については、右の断面図で矢印の位置となっています。

8 ページをご覧ください。

申請理由については、バス停留所にはバスの乗降スペースはあるが、雨天時等でも安全・快適にバス停留所を利用することができるようバス停留所の上家を整備するものです。

交通量については、平成 25 年 6 月 26 日の調査で次のとおりとなっています。(調査の詳細は 9 ページから 13 ページに参考までに掲載しています。)

また、3 維持管理計画については、安全かつ円滑な交通の確保を図るため、日々バスの運行時に車上から目視点検を行い、損傷があった場合は、施設設置者側で速やかに修繕を行うこと。また、必要により見回り点検を行うこととしています。

14 ページをご覧ください。許可申請に係る通行上支障がない検討結果について説明します。

(1)のバス停上家の規模及び構造のうち、有効高さについては、2.65m です。関係法令については、道路法に基づく道路構造令第 12 条により、2.5m 確保することと規定されていること。

(2)の上家の設置場所については、その他の建築物の敷地から道路への出入口がないこと。(3)の歩道の有効幅員については、平成 6 年 6 月 30 日付けベンチ及び上家の道路占有許可の取り扱いについての中で、歩道の有効幅員が、原則として、2m 以上確保できる歩道とされていること。

(4)の関係機関の意見については、道路管理者から道路占有許可を受けていること。なお、所管する警察の意見については、道路占有許可の手続きで、道路管理者から所管する警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、この道路占有許可証をもって所管する大船渡警察の意見を得たものと考えております。

15 ページをご覧ください。

消防同意については、建築基準法第 93 条の規定に基づき、所管する陸前高田市消防本部消防長の同意を受けています。

16 ページをご覧ください。

16 ページ以降は、諮問事項①及び②共通の道路占有許可書となっていますので、諮問事項②で説明します。

(建築指導担当課長)

引続き、諮問事項②「建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可について」ご説明いたします。平成 26 年 3 月 6 日付け建字第 1093 号で達増岩手県知事から岩手県建築審査会長へ建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可について同意を求められており、主な概要については、

1 敷地の位置 陸前高田市気仙町字水上 国道 45 号線道路敷地内

2 敷地の面積 126.12 m²、

5 主要な用途 路線バス停留所の上屋、

6 建物の概要

計画建築物

名称

構造

規模

路線バス停留所の上屋

アルミニウム合金平屋建て 延べ面積 7.97 m²

5 理由

今回の建築部分については、車道及び歩道が整備された国道の歩道及び道路敷き部分(歩道幅員 2 m 以上)であることから、車両や歩行者の通行上支障がないと認められる。

具体の申請内容及び提案理由につきましては、福地主任からご説明いたします。

(福地主任)

次に諮問事項②申請内容につきましてご説明いたします。

1 ページから 3 ページについては、諮問事項①でご説明した内容と同じ内容になっていますの

で説明は省略させていただきます。

4 ページをご覧ください。こちらが計画概要となっています。(諮問事項の概要を説明)

5 ページをご覧ください。計画内容について説明します。

こちらは、上り線の申請概要です。右上の案内図をご覧ください。申請場所については、陸前高田市役所から 6.1km ほど南に位置し、諮問事項①の下り線バス停より東側約 40m に位置した国道 45 号線道路区間内にあります。

6 ページをご覧ください。

こちらは、申請建物の配置図です。前面道路の国道 45 号線は車道の幅員が 11m で申請建物側に幅 3.7m の歩道があります。敷地については、道路管理者は諮問事項①と同じ国土交通省三陸国道事務所大船渡出張所が管理している道路区域です。

7 ページをご覧ください。

左上が申請建物の平面図となっており、バス停留所上家の幅及び奥行きについては、諮問事項①と同じです。また、左中段及び右中段が断面図です。バス停留所上家については、約 3m の高低差があることから、既存のフェンスと同じ位置に配置することで、転落しないような措置を講じています。また、バス停留所上家の有効高さについては、歩道から 2.65m、歩道の有効幅員は、3.5m となっています。

8 ページをご覧ください。

申請理由書に係る 1 申請理由及び 3 維持管理計画については、諮問事項①と同じです。

なお、2 の交通量については、次のとおりとなっています。(9 ページから 13 ページの資料は、諮問事項①と同じです。

14 ページをご覧ください。

許可申請に係る通行上支障がない検討結果について、説明します。

検討結果のうち(1)(2)(4)は諮問事項 1 と同じです。(3)有効幅員については、3.5m となっており、平成 6 年 6 月 30 日付けベンチ及び上家の道路占有許可の取り扱いについての中で、原則として、2m 以上確保できる歩道とされていること。以上のことから、通行上支障がないとしています。

15 ページをご覧ください。消防同意については、所管する陸前高田市消防本部消防長の同意を受けているものです。

16 ページをご覧ください。

16 ページ以降は、諮問事項①及び諮問事項②共通の道路占有許可書となっています。道路占有許可については、道路法第 32 条の規定により、道路管理者である東北地方整備局長から許可を受けているものです。なお、17 ページ以降については、同じ申請地内に設置している占有物それぞれで占有許可を受けていることから、一覧として掲載しているものです。

以上の計画を勘案し、歩道の幅員等、周囲の土地利用の状況から通行上支障がないと判断するものであります。

以上で諮問事項①及び諮問事項②の説明を終わります。よろしくご審議の程お願い致します。

(会長)

ただいま事務局から説明に対して、ご質問・ご意見はございませんか。

(石堂委員)

諮問事項①については、屋根の部分のみが建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の許可となるか。

(福地主任)

待合所についても道路敷きに設置することとなり、今回、道路敷を管理する三陸国道事務所から占有許可を得ていることから、道路敷きに設置する待合所を含めた許可となります。

(中村委員)

バス停上屋及び待合所は、どのくらいの積雪及び風に耐えられるか。

(福地主任)

バス停上家に係る積雪量については、垂直積雪量で 40 c m まで耐えることができます。バス停上家に係る耐風圧については、風速 34m/s まで耐えることができます。待合所に係る積雪量については、垂直積雪量で 40 c m まで耐えることができます。待合所に係る耐風圧については、風速 34m/s まで耐えることができます。

(会長)

沿岸地域は海からの風が強いが、具体的な検討はされているか。

(建築指導担当課長)

耐風圧は 34m/s、積雪深については、当該地域は 36 c m で検討することとなっていることから、基準に基づいて検討されているものと考えています。

(会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。
諮問事項①、②の「建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可」については、原案に同意することでご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

ご異議がないようですので、諮問事項①、②の「建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可」につきましては、原案どおり同意することに決定いたしました。

○ 報告事項①

(会長)

それでは、つづきまして、報告事項に入ります。
はじめに報告事項①「建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について、岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件について」事務局から説明願います。

(福地主任)

それでは、報告事項についてご説明いたします。

報告事項①「建築基準法第 56 条第の 2 第 1 項ただし書による建築物の許可について」岩手県建築審査会持回り審査の合議により許可をした案件についてご説明いたします。

花巻市^{かじょうまち}花城町9-30 申請者 花巻市長から申請のありました日影による建築物の高さの制限による建築物の許可について、資料 5 ページにありますように岩手県建築審査会持回り審査要領第 4 条に基づき合議結果を報告いたします。

今回の申請建築物については、資料 6 ページに記載してありますとおり、岩手県建築審査会持回り審査要領第 2 条第 1 号に規定する持回り審査事項の対象建築物等になることから、同要領に基づき資料 8 ページ、9 ページのとおり持回りで委員全員に合議したものであります。

また、資料 10 ページは、平成 25 年 9 月 20 日付けで許可をした通知書の写しです。

以上で報告を終わります。

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

[各委員特になし]

○ 報告事項②

(非公開につき議事録省略)

(会長)

以上をもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
以降の進行は事務局にお返しします。

5 閉会

(建築指導担当課長)

皆様大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 25 年度第 1 回岩手県建築審査会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ご審議いただき誠にありがとうございました。